

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8461-21:2025

規格名：電線管システムー第 21 部：剛性（硬質）電線管システムの個別要求事項

条項	技術基準		該当	規格		補足
	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4 4.1	箇条4 一般要求事項 4.1 電線管及び電線管附属品は、通常の使用状態において性能に信頼性があり、使用者又は周囲に危険がないように設計及び組み立てられなければならない。（JIS C 8461-1（以下、第1部）の規定による。）	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条8 8.2	第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条8 寸法 8.2 ねじ接続電線管及び電線管附属品は、管端電線管附属品を除き、規定するねじ長さに適合しなければならない。 ねじなし接続電線管附属品は、引張強度を宣言している電線管附属品及び管端電線管附属品を除き、規定する最大挿入径及び最小挿入長さに適合しなければならない。 電線管システムの最小内径は、製造業者が宣言する寸法でなければならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時ににおける被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条11 11.1 11.1.3	箇条11 電気的特性 11.1 電気的要求事項 11.1.3 金属製又は複合材料製の電線管システムの接触可能な露出導電部は、事故で活線状態になる可能性のある場合、効果的に接地されなければならない。（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8461-21:2025

規格名：電線管システムー第 21 部：剛性（硬質）電線管システムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによつてはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	箇条7 7.102 7.103	第1部の第三条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条7 表示及び文書 7.1.102 製造業者は、電線管システムについて、最小内径及び規定による分類を製造業者の文書に記載しなければならない。 7.1.103 曲げることが可能であると製造業者が指定する電線管は、文書に明示し、電線管を適切かつ安全に曲げるための全ての情報、方法及び必要に応じて曲げ機器を提供しなければならない。	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条10 10.4 10.4.101 10.4.101.4 10.4.102 10.4.102.4	第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 10 機械的特性 10.4 曲げ試験 10.4.101 金属製の電線管 10.4.101.4 試験後、次による。 a) 電線管の基本材料及び保護被覆に、目視で確認可能なひび又は割れがあつてはならない。 b) 継ぎ目がある場合、継ぎ目が開いてはならない。 c) 電線管断面が過度にゆがんではいない。 10.4.102 非金属製の電線管 10.4.102.4 試験後、試料に目視で確認可能なひび割れがあ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8461-21:2025

規格名：電線管システムー第 21 部：剛性（硬質）電線管システムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					ってではなく、規定するゲージが、初速を付けずにゲージの質量だけで試料内を通過しなければならない。	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条7 7.1.3 箇条14 14.1 14.1.1	箇条7 表示及び文書 7.1.3 製造業者は、規定に従った分類並びに適切かつ安全な輸送、保管、施工及び使用上の全ての情報を必要に応じて、製造業者の文書に記載しなければならない。（第1部の規定による。） 箇条14 外的影響 14.1 エンクロージャによる保護等級 14.1.1 一般 製造業者の取扱説明書に従って組み立てた電線管システムは、製造業者が指定する分類が、IP30以上の保護等級に従った外的影響に対して、十分な耐性をもたなければならない。（第1部の規定による。）	
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条9 9.5 箇条12	箇条9 構造 9.5 製造業者の指示に従って組み立てたとき、外的影響にさらされる可能性のある接続部のゴム、繊維などの材料は、電線管又は電線管附属品と同等以上の外的影響に対する耐性をもたなければならない。（第1部の規定による。） 箇条12 温度特性	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8461-21:2025

規格名：電線管システムー第 21 部：剛性（硬質）電線管システムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				12.1	12.1 非金属製の電線管及び複合材料製の電線管は、十分な耐熱性をもたなければならない。（第1部の規定による。）	
第 七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	当該製品は、電線を保護する製品で、充電部がないため、非該当が妥当と考える。
第 七 条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条11 11.1 11.1.2 11.1.3	箇条11 電気的特性 11.1 電気的要求事項 11.1.2 金属製又は複合材料製の電線管システムは、接触可能な露出導電部が接地できる構造でなければならない。（第1部の規定による。） 11.1.3 金属製又は複合材料製の電線管システムの接触可能な露出導電部は、事故で活線状態になる可能性のある場合、効果的に接地されなければならない。（第1部の規定による。）	
第 八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条11 11.1 11.1.4	箇条11 電気的特性 11.1 電気的要求事項 11.1.4 非金属製又は複合材料製の電線管システムは、十	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8461-21:2025

規格名：電線管システムー第 21 部：剛性（硬質）電線管システムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		たれるものとする。			分な絶縁耐力及び絶縁抵抗をもたなければならない。（第1部の規定による。）	
第 九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条13 13.1 13.1.3	箇条13 火災の危険 13.1 火災への対応 13.1.3 火災の延焼 非延焼性の電線管システムは、延焼に対して十分な耐性をもたなければならない。（第1部の規定による。）	
第 十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	当該製品は、電線を保護する製品で、製品に電気を流さないことから、温度上昇がなく、火傷のおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第 十 一 条 第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条9 9.1	第1部の第十一条第1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条9 構造 9.1 金属製の電線管端面は、面取りを行わなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8461-21:2025

規格名：電線管システムー第 21 部：剛性（硬質）電線管システムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		る。				
第 十 一 条 第 2 項	機械的危険源 による危害の 防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条10 10.1.2 10.1.3	箇条10 機械的特性 10.1.2 電線管は、製造業者が指定する方法で施工時又は施工後において、電線管分類コードに従って曲げ、圧縮、衝撃又は極限温度にさらされたとき、絶縁電線若しくはケーブルの引込みが困難となるか、又は施工後の絶縁電線若しくはケーブルが損傷するひび割れ及び変形があつてはならない。（第1部の規定による。） 10.1.3 他の機器に取り付けるように設計した電線管システムは、施工時及び施工後において、他の機器を支持し、機器の操作に必要な力に耐える十分な機械的強度がなければならない。（第1部の規定による。）	
第 十 二 条	化学的危険源 による危害又は 損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	—	—	当該製品は、金属、合成樹脂が主要部材のため、一般的に化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8461-21:2025

規格名：電線管システムー第 21 部：剛性（硬質）電線管システムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第 十 三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	当該製品は、一般的に人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないため、非該当が妥当と考える。
第 十 四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条4 4.1 箇条7 7.1.3	箇条4 一般要求事項 4.1 電線管及び電線管附属品は、通常の使用状態において性能に信頼性があり、使用者又は周囲に危険がないように、設計及び組み立てられなければならない。（第1部の規定による。） 箇条7 表示及び文書 7.1.3 製造業者は、規定に従った分類並びに適切かつ安全な輸送、保管、施工及び使用上の全ての情報を必要に応じて、製造業者の文書に記載しなければならない。（第1部	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8461-21:2025

規格名：電線管システムー第 21 部：剛性（硬質）電線管システムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					の規定による。)	
第十五条 第 1 項	始動、再始動 及び停止による 危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	当該製品は、一般的に不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条 第 2 項	始動、再始動 及び停止による 危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	当該製品は、一般的に不意な再始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条 第 3 項	始動、再始動 及び停止による	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与え	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	当該製品は、一般的に不意な停

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8461-21:2025

規格名：電線管システムー第 21 部：剛性（硬質）電線管システムの個別要求事項

条項	技術基準		該当	規格		補足
	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	る危害の防止	るおそれがないものとする。				止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第 十 六 条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	□該当 ■非該当	—	—	当該製品は、電気を流さないため、非該当が妥当と考える。
第 十 七 条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	□該当 ■非該当	箇条15	箇条15 電磁両立性 この規格を適用する製品は、通常の使用状態では、電磁的影響（エミッション及びイミュニティ）に対する影響はない。（第1部の規定による。）	当該製品は、箇条15の規定により、非該当が妥当と考える。
第 十 八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	箇条15	箇条15 電磁両立性 この規格を適用する製品は、通常の使用状態では、電磁的影響（エミッション及びイミュニティ）に対する影響はな	当該製品は、箇条15の規定により、非該当が妥

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8461-21:2025

規格名：電線管システムー第 21 部：剛性（硬質）電線管システムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					い。（第1部の規定による。）	当と考える。
第 十 九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条7 7.1.101	第1部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条7 表示及び文書 7.1.101 電線管に、全長に沿って一定間隔で、規定の表示を行い、電線管ごとに1か所以上の表示がなければならぬ。	
第 二 十 条 第 1 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	扇風機及び換気扇は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8461-21:2025

規格名：電線管システムー第 21 部：剛性（硬質）電線管システムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第 二 十 条 第 2 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	電気冷房機は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。
第 二 十 条 第 3 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限る、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	電気洗濯機及び電気脱水機は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8461-21:2025

規格名：電線管システムー第 21 部：剛性（硬質）電線管システムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第 二 十 条 第 4 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	テレビジョン受信機は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。